

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	開設の場所	指定 年月日
社団法人慈恵会青い森病院 医療法人重仁会田代内科リ ハビリテーション病院	青森市大字大谷字山ノ内一六の三	平成一九三三
青森市篠田二丁目一八の七	〃	〃

青森県告示第四百三十一号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があつたと認めためたので、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

平成十九年五月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	加入区の名称
西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢八一番地一 西津軽郡深浦町大字戸字家野上一〇一番地四四 西津軽郡深浦町大字深浦字中沢一八番地一七	深 浦

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年五月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社丸敏佐藤建築
- 二 代表者の氏名 佐藤 敏和
- 三 主たる営業所の所在地 青森市桜川八丁目一三の四
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一七）第一三六三二号
- 五 取消年月日 平成十九年四月二十六日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築、大工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となつた事実
平成十九年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年五月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 長尾工業
- 二 氏名 長尾 才助
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字松原東三丁目三の四
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一七）第二〇二九〇号
- 五 取消年月日 平成十九年四月二十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可
とび・土工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となつた事実

平成十九年三月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、館土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十九年五月二十三日

三八地域県民局長 中 島 勝 彦

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理事	宮沢 劭	八戸市大字八幡字林崎一の一	平成一九・四・一就任
"	小笠原武治	大字尻内町字尻内五六	"
"	川村 文雄	大字八幡字五日町三六の四	"
"	赤坂 文夫	大字田面木字下田面木一八	"
"	松田 鐵雄	大字八幡字鷓对一の一	"
"	三浦 助右工門	大字櫛引字櫛引一五	"
"	菅田 正明	大字八幡字八幡丁一の一	"
"	山田 助六	大字坂牛字坂牛三八	"
"	小笠原小治	大字尻内町字尻内二五	"
"	下館 一男	大字田面木字中村三三の八	"
"	佐藤 昭二	大字櫛引字櫛引一三	"
"	下館 一恵	大字田面木字中村三三の九	"
"	斉藤 秀美	字上田面木九七	"
"	松田 善治	大字八幡字鷓对三	"
"	高坂 清治	字下陣屋四一	"
"	田向 涉	大字田面木字前田表一八の八	"
"	宮沢 劭	大字八幡字林崎一の一	一九・三・三退任
"	木幡 正男	大字田面木字上田面木四六	"
"	清川国太郎	大字尻内町字表河原一七の一	"

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理事	齊藤 匡巳	大字田面木字上田面木九六	"
"	小笠原武治	大字尻内町字尻内五六	"
"	伊藤 強	大字櫛引字櫛引六四	"
"	田中卯之松	大字田面木字上田面木一一	"
"	松田 鐵雄	大字八幡字鷓对一の一	"
"	三浦 助右工門	大字櫛引字櫛引一五	"
"	川村 文雄	大字八幡字五日町三六の四	"
"	菅田 正明	字八幡丁一の一	"
"	赤坂 文夫	大字田面木字下田面木一八	"
"	山田 文隆	大字坂牛字坂牛一	"
"	松田 善治	大字八幡字鷓对三	"
"	高坂 清治	字下陣屋四一	"
"	田向 涉	大字田面木字前田表一八の八	"

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、倉石土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十九年五月二十三日

三八地域県民局長 中 島 勝 彦

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理事	柏田 雅俊	三戸郡五戸町大字倉石又重字館町八七	平成一九・四・一就任
"	細田 豊	字山田一	"
"	角浜 寛	大字浅水字豊川窪三九	"
"	三浦 良浩	大字倉石又重字森ノ上三二	"
"	東山 道弘	大字倉石中市字中市五九の	"
"	浦崎 榮悦	字津久志森四	"
"	柳沢慶次郎	大字倉石又重字北向下モ二	"

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
監 事	馬場富四郎	上北郡おいらせ町秋堂二の一	平成一九・四・三

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、荒屋平土地改良区の定款の変更を平成十九年四月十七日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十九年五月二十三日

上北地域県民局長 北 村 収

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、榎林土地改良区の定款の変更を平成十九年四月十八日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十九年五月二十三日

上北地域県民局長 北 村 収

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、天間林土地改良区の定款の変更を平成十九年四月十八日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十九年五月二十三日

上北地域県民局長 北 村 収

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、稲生

川土地改良区の定款の変更を平成十九年四月十九日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十九年五月二十三日

上北地域県民局長 北 村 収

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三條の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成十九年五月二十三日

上北地域県民局長 北 村 収

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了年月日
十八年災農地災害復旧事業 三六一	十和田市	平成一九・三・二〇
" 三六二	"	"
" 三六三	"	"
" 三六四	"	"
十八年災農用施設災害復旧事業 三六一〇一	"	"
" 三六一〇二	"	"
" 三六一〇三	"	"
" 三六一〇四	"	"
" 三六一〇五	"	"

十八年災農地災害復旧事業	四一 一〇七	六 戸 町	一 九 三 六
十八年災農地災害復旧事業	四一 一〇六		
十八年災農地災害復旧事業	四一 一〇五		
十八年災農地災害復旧事業	四一 一〇四		
十八年災農地災害復旧事業	四一 一〇三		
十八年災農地災害復旧事業	四一 一〇二		
十八年災農地災害復旧事業	四一 一〇一		
十八年災農地災害復旧事業	四一 一〇〇		
十八年災農地災害復旧事業	四一 九九		
十八年災農地災害復旧事業	四一 九八		
十八年災農地災害復旧事業	四一 九七		
十八年災農地災害復旧事業	四一 九六		
十八年災農地災害復旧事業	四一 九五		
十八年災農地災害復旧事業	四一 九四		
十八年災農地災害復旧事業	四一 九三		
十八年災農地災害復旧事業	四一 九二		
十八年災農地災害復旧事業	四一 九一		
十八年災農地災害復旧事業	四一 九〇		
十八年災農地災害復旧事業	四一 八九		
十八年災農地災害復旧事業	四一 八八		
十八年災農地災害復旧事業	四一 八七		
十八年災農地災害復旧事業	四一 八六		
十八年災農地災害復旧事業	四一 八五		
十八年災農地災害復旧事業	四一 八四		
十八年災農地災害復旧事業	四一 八三		
十八年災農地災害復旧事業	四一 八二		
十八年災農地災害復旧事業	四一 八一		
十八年災農地災害復旧事業	四一 八〇		
十八年災農地災害復旧事業	四一 七九		
十八年災農地災害復旧事業	四一 七八		
十八年災農地災害復旧事業	四一 七七		
十八年災農地災害復旧事業	四一 七六		
十八年災農地災害復旧事業	四一 七五		
十八年災農地災害復旧事業	四一 七四		
十八年災農地災害復旧事業	四一 七三		
十八年災農地災害復旧事業	四一 七二		
十八年災農地災害復旧事業	四一 七一		
十八年災農地災害復旧事業	四一 七〇		
十八年災農地災害復旧事業	四一 六九		
十八年災農地災害復旧事業	四一 六八		
十八年災農地災害復旧事業	四一 六七		
十八年災農地災害復旧事業	四一 六六		
十八年災農地災害復旧事業	四一 六五		
十八年災農地災害復旧事業	四一 六四		
十八年災農地災害復旧事業	四一 六三		
十八年災農地災害復旧事業	四一 六二		
十八年災農地災害復旧事業	四一 六一		
十八年災農地災害復旧事業	四一 六〇		
十八年災農地災害復旧事業	四一 五九		
十八年災農地災害復旧事業	四一 五八		
十八年災農地災害復旧事業	四一 五七		
十八年災農地災害復旧事業	四一 五六		
十八年災農地災害復旧事業	四一 五五		
十八年災農地災害復旧事業	四一 五四		
十八年災農地災害復旧事業	四一 五三		
十八年災農地災害復旧事業	四一 五二		
十八年災農地災害復旧事業	四一 五一		
十八年災農地災害復旧事業	四一 五〇		
十八年災農地災害復旧事業	四一 四九		
十八年災農地災害復旧事業	四一 四八		
十八年災農地災害復旧事業	四一 四七		
十八年災農地災害復旧事業	四一 四六		
十八年災農地災害復旧事業	四一 四五		
十八年災農地災害復旧事業	四一 四四		
十八年災農地災害復旧事業	四一 四三		
十八年災農地災害復旧事業	四一 四二		
十八年災農地災害復旧事業	四一 四一		
十八年災農地災害復旧事業	四一 四〇		
十八年災農地災害復旧事業	四一 三九		
十八年災農地災害復旧事業	四一 三八		
十八年災農地災害復旧事業	四一 三七		
十八年災農地災害復旧事業	四一 三六		
十八年災農地災害復旧事業	四一 三五		
十八年災農地災害復旧事業	四一 三四		
十八年災農地災害復旧事業	四一 三三		
十八年災農地災害復旧事業	四一 三二		
十八年災農地災害復旧事業	四一 三一		
十八年災農地災害復旧事業	四一 三〇		
十八年災農地災害復旧事業	四一 二九		
十八年災農地災害復旧事業	四一 二八		
十八年災農地災害復旧事業	四一 二七		
十八年災農地災害復旧事業	四一 二六		
十八年災農地災害復旧事業	四一 二五		
十八年災農地災害復旧事業	四一 二四		
十八年災農地災害復旧事業	四一 二三		
十八年災農地災害復旧事業	四一 二二		
十八年災農地災害復旧事業	四一 二一		
十八年災農地災害復旧事業	四一 二〇		
十八年災農地災害復旧事業	四一 一九		
十八年災農地災害復旧事業	四一 一八		
十八年災農地災害復旧事業	四一 一七		
十八年災農地災害復旧事業	四一 一六		
十八年災農地災害復旧事業	四一 一五		
十八年災農地災害復旧事業	四一 一四		
十八年災農地災害復旧事業	四一 一三		
十八年災農地災害復旧事業	四一 一二		
十八年災農地災害復旧事業	四一 一一		
十八年災農地災害復旧事業	四一 一〇		
十八年災農地災害復旧事業	四一 〇九		
十八年災農地災害復旧事業	四一 〇八		
十八年災農地災害復旧事業	四一 〇七		
十八年災農地災害復旧事業	四一 〇六		
十八年災農地災害復旧事業	四一 〇五		
十八年災農地災害復旧事業	四一 〇四		
十八年災農地災害復旧事業	四一 〇三		
十八年災農地災害復旧事業	四一 〇二		
十八年災農地災害復旧事業	四一 〇一		

公 安 委 員 会

青森県留置施設視察委員会の運営に関する規則をここに公布する。

平成十九年五月二十三日

青森県公安委員会委員長 橋 本 八右衛門

青森県公安委員会規則第七号

青森県留置施設視察委員会の運営に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号。以下「法」という。）第二十一条第一項及び青森県留置施設視察委員会の組織及び運営に関する条例（平成十九年三月青森県条例第五号。以下「条例」

という。）第六条の規定に基づき、青森県留置施設視察委員会（以下「委員会」という。）に対する情報の提供その他委員会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（任命書及び解任書の交付）

第二条 法第二十一条第二項の規定により委員を任命するときは、任命書（別記様式第一号）の交付により行うものとする。

2 条例第三条第四項の規定により委員を解任するときは、解任書（別記様式第二号）の交付又は送付により行うものとする。

（委員会に対する情報の提供）

第三条 留置業務管理者（法第十六条第一項に規定する留置業務管理者をいう。以下同じ。）は、毎年度最初に開かれる委員会において、委員が留置施設の運営の状況を把握するために必要な情報を記載した書面を提出するものとする。

2 前項の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 施設の概要

二 収容基準人員及び被留置者数の推移

三 施設の管理体制

四 法第二十四条の規定により準用される法第十二条の規定による参観の許可の状況

五 法第八十六条の規定による被留置者に対する物品の貸与及び支給並びに法第八十七条の規定による被留置者の自弁の物品の使用及び摂取の状況

六 法第九十条第一項の規定による自弁の嗜好品の摂取及び第二十八条第一項の規定による自弁の書籍等の閲覧の停止措置の実施状況

七 法第九十九条から第二十四条までの規定による被留置者に対して講じた保健衛生上及び医療上の措置の状況

八 法第二十三条の規定による捕縛、手錠、拘束衣及び防声具の使用状況並びに法第二十四条の規定による保護室への収容状況

九 法第二十六条から第二十九条まで及び法第二十八条の規定による被留置者の面会並びに法第二十一条から第二十七条までの規定による信書等の発受の許可、禁止、差止め又は制限の事例

十 法第二十九条第一項の規定による審査の申請、法第三十条第一項の規定による再審査の申請、法第三十一条第一項及び法第三十二条第一項の規定による事実の申告並びに法第三十三条から第三十五条までの規定に

よる苦情の申出の状況並びにそれらの処理の結果

3 留置業務管理者は、次に掲げる場合には、委員会の会議において、委員がその状況を把握するために必要な情報を記載した書面を提出するものとする。

一 留置施設の運営の状況に相当程度の変更があった場合

二 委員会から留置施設の運営の状況について説明を求められた場合

三 委員会の意見を受けて措置を講じた場合

(議事)

第四条 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 警察本部警務部の留置管理業務主管課(以下「主管課」という。)の長は、必要があると認めるときは、委員長に対して会議の招集を求めることができる。

3 委員会は、原則として警察本部において開催し、主管課の長に対して必要な協力を求めるものとする。

(会議録)

第五条 会議の開催日時、出席者及び会議の概要は、会議録に記載するものとする。

2 会議録は、主管課において作成し、保存する。

(情報の管理)

第六条 委員は、職務に関して知り得た秘密に係る情報を漏洩させないために必要な措置を講ずるものとする。

(視察する留置施設の変更)

第七条 委員は、視察する留置施設に親族又は利害関係者若しくはこれらに類する者が被留置者として収容されていることを知ったときは、委員長に報告するものとする。

2 前項の報告を受けた委員長は、主管課の長を通じて当該委員が視察する留置施設を変更するものとする。

(庶務)

第八条 委員会の庶務は、主管課において処理する。

(委任)

第九条 この規則で定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

別記様式第1号 (第2条関係)

任 命 書

〇 〇 〇 〇 殿

あなたを青森県留置施設視察委員会委員に任命します。

任命期間

平成〇〇年〇〇月〇〇日から

平成〇〇年〇〇月〇〇日まで

平成〇〇年〇〇月〇〇日

青森県公安委員会

印

別記様式第2号 (第2条関係)

解 任 書

○ ○ ○ ○ 殿

あなたを青森県留置施設視察委員会委員の任から解きます。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

青森県公安委員会

印

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭